

中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の設置について

平成13年 4月23日総合政策部会決定
平成14年 4月17日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年 1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条第 1 項に基づき、総合政策部会に置く小委員会及び専門委員会について、次のとおり決定する。

1．公害防止計画小委員会

(1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「公害防止計画小委員会」を置く。

(2) 公害防止計画小委員会は、環境基本法第17条第 1 項に基づく公害防止計画の策定指示及び同条第 3 項に基づく公害防止計画の同意その他公害防止計画に関する事項に関する審議を行う。

(3) 公害防止計画小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

2．環境研究技術専門委員会

(1) 議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境研究技術専門委員会」を置く。

(2) 環境研究技術専門委員会は、環境研究・環境技術の推進方策に関する調査を行う。

(3) 環境研究技術専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

3．環境保全活動活性化専門委員会

(1) 議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境保全活動活性化専門委員会」を置く。

(2) 環境保全活動活性化専門委員会は、環境保全活動の活性化方策に関する調査を行う。

(3) 環境保全活動活性化専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。